

議案第39号

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対応業務に係る防疫手当の規定について、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西脇市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
種類	支給区分	支給額	備考
2 防疫手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある者を収容し、又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件又は患者の消毒作業に従事した者	1件 300円	
		(略)	
			新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認められる作業に従事した場合は、4,000円を支給する。
			新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合は、1,500円を支給する。
			(略)
			(注) 月額で支給するもので、同一手当内のもの及び現場手当については、これを併給しない。
			(削る)
			(削る)
			(略)

別表（第3条関係）

種類	支給区分	支給額	備考
2 防疫手当	(1) 感染症患者若しくは感染症の疑いのある者を収容し、又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件又は患者の消毒作業に従事した者	1件 300円	
	(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した者	1日 3,000円	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認められる作業に従事した場合は、4,000円を支給する。
	(3) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置（(2)に掲げるものを除く。）に係る作業に従事した者	1日 1,000円	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合は、1,500円を支給する。
			(略)

(注)

- 月額で支給するもので、同一手当内のもの及び現場手当については、これを併給しない。
- 新型コロナウイルス感染症とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であることをいう。

<p>附 則</p> <p>この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。 (特定新型コロナウイルス等により生じた事態に対処するための防疫手当の特例)</p> <p>2 職員が、特定新型コロナウイルス等（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型コロナウイルス等で、当該新型コロナウイルス等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p> <p>3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えたと市長が認めるものに従事した場合に、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。